

# 認知調停の申立てについて

旭川家庭裁判所

## 1 認知調停とは

婚姻関係にない父と母の間に出生した子を父が認知しない場合には、子などから父を相手とする家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

この調停において、当事者双方の間で、子が父の子であるという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

認知がされると、出生のときにさかのぼって法律上の親子関係が生じることになります。

【母が「無戸籍」状態の子について(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

【子が法的な手続ができるようになった段階で母の(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。この場合、元夫と子との親子関係を否定するには、原則として、嫡出否認の手続によることとなります。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、(元)夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、母が(元)夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白であり、(元)夫の子であるとの推定を受けないものと判断される場合には、子の実の父を相手として認知調停の申立てをすることができます(このような場合、(元)夫を相手として親子関係不存確認調停を申し立てる方法もあり、どちらかの手続を先にしなければならないということはありません。)

※婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができますとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

## 2 申立人

- 子
- 子の直系卑属
- 子又は子の直系卑属の法定代理人

## 3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

#### 4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円分
- 郵便切手 500円×4枚、100円×3枚、84円×7枚、10円×8枚  
(合計2,968円分)

#### 5 申立てに必要な書類

- 申立書(原本1部と写し1部の合計2部提出してください。)  
申立書は、写しを相手方に送付しますので、写しを1部添付してください。**相手方に住所を知られたくない場合は、同居時の住所や住民票上の住所など、既に知られている住所を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)**  
なお、戸籍上の父がいる場合は、必要に応じ、意見を聴いたり、手続に参加していただくこととなりますが、その場合はその方にも申立書写しを送付することとなります。
- 送達場所の届出書  
裁判所から書類を送付する場所を記載してください。これも写しを相手方に送付することはしませんが、相手方の請求により見せることがあります。
- 進行連絡メモ  
進行についての参考事項を記載するものです。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合は出生証明書及び母の戸籍謄本(全部事項証明書))、相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)  
3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 申立て前のチェックシート  
4及び5の手続を行ったことの確認のために提出してください。

#### 6 調停における情報の管理について

調停において相手方に知られたくない情報がある場合、その管理は申立人の責任で行っていただくこととなります。ついては、相手方に知られたくない情報は自ら作成する書面に記載せず、また提出する資料等に記載されている場合には、当該部分をマスキング(マスキングの方法は5を参照)して提出することを検討してください。

また、相手方に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障(生命・身体への危険など)が生じるおそれがある場合には、非開示希望申出または当事者間秘匿制度の利用を検討してください。詳細については、裁判所にお問い合わせください。

#### 7 調停で必要となる資料の提出方法について

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。書類等を提出するときは、**裁判所用のコピー1通**を提出してください。ただし、上記の資料や裁判所から特に2部提出するよう指示された資料、相手方に交付したい書類を提出するときは、**裁判所用及び相手方用としてコピー2通**を提出してください。なお、調停期日には必ず原本を持参して下さい。

提出する資料に、相手方にどうしても知られたくない情報で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(例えば、住所や勤務先の情報、扶養親族の名前等)がある場合には、知られたくない部分をマスキング(黒塗りする)して提出することができます。マスキングの方法は、資料のコピーにマジックなどで黒塗りして提出してください。**資料の原本には、絶対に手を加えないで下さい。**

【源泉徴収票のマスクング例】

平成22年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 [マスク]	氏名 花咲 太郎	個人番号 012345678-9
種別	支払金額 3,654,556	給与所得控除後の金額 2,456,753	源泉徴収税額 154,321
所得控除の合計額	1,654,542		
控除対象配 者の有無等	配偶者 控除の額	扶養親族の 数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
		1	
			123,432
妻:	[マスク]	長男:	[マスク]
配偶者の合計所得			
個人年金保険料の金額			
旧長期損害保険料の金額			
中途就・退職			
受給者生年月日			
就職			
退職			
年			
月			
日			
明			
大			
昭			
平			
年			
月			
日			
*			
			42
			5
			10
住所(居所) 又は所在地	[マスク]		
氏名又は 名称	[マスク]株式会社 [マスク]支店 (電話) [マスク]		

個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、必ずマスクングする

続柄は隠さない

相手に知られてよい範囲で残す

8 家事調停の進め方

調停を担当するのは、裁判官と調停委員で構成している調停委員会です。調停委員会は、中立公平な立場から、一緒に考えたり、解決案を示したりして、紛争の解決を図ります。なお、親子関係があるかどうかを確かめるため、多くの場合、DNA鑑定が実施されています。鑑定に要する費用は、原則として申立人が負担することになります（鑑定費用は事案によりますが、約10万円かかります。）。

申立人と相手方が合意し、家庭裁判所が必要な事項を調査した結果、合意した内容が正当であると認められる場合には、合意した内容を認める審判をすることによって手続は終わります。

逆に、双方の考えが平行線のみで合意する見込みがない場合や、双方が合意したとしても家庭裁判所の調査の結果、合意した内容が正当でないと認められる場合には手続は不成立で終わることになります。